

申請手数料算定表

- 建築物エネルギー消費性能確保計画に係る適合性判定申請手数料
- 変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画に係る適合性判定申請手数料
- 建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明書交付願手数料

申請手数料

区分		住宅部分				非住宅部分			
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	
		仕様基準※1	仕様・計算併用法※2	その他の場合	性能向上計画認定の他の建築物※5	モデル建物法※3 (工場等のみの場合※4)	その他の場合 (工場等のみの場合※4)	性能向上計画認定の他の建築物※5	
A	戸建	～ 200 m <sup>2</sup> 未満	19,000	27,000	35,000	6,600	—	—	—
		200 m <sup>2</sup> ～	21,000	30,000	39,000	7,100	—	—	—
B		～ 300 m <sup>2</sup> 未満	34,000	52,000	69,000	12,000	93,000 (22,000)	238,000 (26,000)	12,000
		300 m <sup>2</sup> ～ 1,000 m <sup>2</sup> 未満	62,000	90,000	118,000	26,000	119,000 (32,000)	300,000 (37,000)	22,000
		1,000 m <sup>2</sup> ～ 2,000 m <sup>2</sup> 未満					158,000 (46,000)	388,000 (51,000)	35,000
		2,000 m <sup>2</sup> ～ 5,000 m <sup>2</sup> 未満	119,000	164,000	209,000	63,000	264,000 (118,000)	563,000 (125,000)	103,000
		5,000 m <sup>2</sup> ～ 10,000 m <sup>2</sup> 未満	170,000	230,000	291,000	97,000	339,000 (168,000)	689,000 (175,000)	151,000
		10,000 m <sup>2</sup> ～ 25,000 m <sup>2</sup> 未満	308,000	437,000	566,000	156,000	415,000 (216,000)	823,000 (224,000)	198,000
		25,000 m <sup>2</sup> ～ 50,000 m <sup>2</sup> 未満	500,000	738,000	977,000	220,000	482,000 (260,000)	935,000 (270,000)	239,000
		50,000 m <sup>2</sup> ～	881,000	1,340,000	1,798,000	347,000	644,000 (379,000)	1,187,000 (390,000)	352,000

【一戸建ての住宅の場合】

	床面積※6の合計		表適用欄	金額	備考
仕様基準		m <sup>2</sup>	①-A	円	
仕様・計算併用法		m <sup>2</sup>	②-A	円	
その他の場合		m <sup>2</sup>	③-A	円	
性能向上計画認定の他の建築物		m <sup>2</sup>	④-A	円	

【一戸建ての住宅以外の住宅（共同住宅等）の場合】

	床面積※6の合計			表適用欄	金額	備考
	ア延べ面積	イ除外面積 (共用部分等)	ア-イ			
仕様基準	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	①-B	円	
仕様・計算併用法	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	②-B	円	
その他の場合	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	③-B	円	
性能向上計画認定の他の建築物	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	④-B	円	

【住宅建築物以外（非住宅建築物・複合建築物）の場合※7】

		床面積※6の合計			表適用欄	金額	備考
		ア延べ面積	イ除外面積 (共用部分等)	アーイ			
住宅部分	仕様基準	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	①-B	円	
	仕様・計算併用法	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	②-B	円	
	その他の場合	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	③-B	円	
	性能向上計画認定 他の建築物	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	④-B	円	
非住宅部分	モデル建物法 (工場等のみの場合)			m <sup>2</sup>	⑤-B	円	
	その他の場合 (工場等のみの場合)			m <sup>2</sup>	⑥-B	円	
	性能向上計画認定 他の建築物			m <sup>2</sup>	⑦-B	円	
計		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		円	

※1 仕様基準とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準をいう。

※2 仕様・計算併用法とは、基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に規定する基準をいう。

※3 モデル建物法とは、基準省令第1条第1項第1号ロに規定する基準を評価する方法をいう。

※4 工場等のみの場合とは、法第11条第1項に規定する要確認特定建築行為に係る建築物の非住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）第1条第1項第1号に規定する非住宅部分をいう。）の全部を工場、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、危険物の貯蔵場又は処理場、卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他エネルギーの使用状況に関してこれらに類するものの用途に供する建築物の場合をいう。

※5 性能向上計画の他の建築物の手数料は、適合性判定申請、変更適合性判定申請又は軽微変更該当証明書交付申請に係る評価の方法が性能向上計画における評価の方法に相当する場合（例えば、共にモデル建物法による場合）に適用する。

※6 床面積は、申請に係る部分（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令第3条に規定する常時外気に開放された部分を含む。）の床面積を算定する。変更適合性判定申請又は軽微変更該当証明書交付申請の場合は、変更に係る部分の床面積を算定する。共同住宅等において共用部分の一次エネルギー消費量を評価しない場合、共用部分は床面積の合計には含めない。

※7 複合建築物の場合は、住宅部分と非住宅部分の手数料額を合算する。